健第211号 令和5年5月11日

(公社) 岡山県医師会長

殿

(一社) 岡山県病院協会長

岡山県保健医療部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件の公布について

平素から本県の保健福祉行政の推進について、格別の御理解、御協力をいただき 厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、この通知は、次のホームページに掲載していますことを申し添えます。

記

岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ http://www.pref.okayama.jp/site/361/

岡山県保健医療部健康推進課 感染症対策班

TEL:086-226-7331

FAX: 086-225-7283